

## 新型コロナウイルス感染症 宿泊療養・自宅療養による入院給付金のお取扱いについて

新型コロナウイルス感染症に罹患された皆さまおよび関係者の皆さまに、心からお見舞い申し上げますとともに、罹患された皆さまの一日も早いご快復をお祈り申し上げます。

メディケア生命では、2020年4月より、新型コロナウイルス感染症と診断され、宿泊施設または自宅にて医師等の管理下で療養をされた場合は、約款上の「入院」として取り扱い、入院給付金等のお支払いの対象とする特別取扱い（以下、「みなし入院」といいます）を実施しております。

今般、政府より、新型コロナウイルス感染症に係る発生届の範囲について、全国一律に重症化リスクの高い方に限定する旨が公表されたこと等を踏まえ、**2022年9月26日（月）以降**の「みなし入院」による入院給付金等のお支払いの対象について以下のとおりとします。

< 「みなし入院」による入院給付金等のお支払いの対象 >

2022年9月26日（月）以降に新型コロナウイルス感染症と診断された方のうち、

以下の「**重症化リスクの高い方**」

- ・ 65歳以上の方
- ・ 入院を要する方
- ・ 重症化リスクがあり、所定の新型コロナ治療薬の投与または新型コロナ罹患により酸素投与が必要な方
- ・ 妊娠されている方

なお、全国的に現状の「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（以下、「感染症法」といいます）上の運用が変更される2022年9月25日（日）までに新型コロナウイルス感染症と診断された方に対してのお支払いは、重症化リスクの高い方に限らず、これまで通りの対応を継続します（ご請求の時期が2022年9月26日（月）以降であってもお支払いの対象です）。

< 参考 > 新型コロナウイルス感染症と診断された場合のお支払範囲

ケース		陽性診断日が 9月25日（日）以前	陽性診断日が 9月26日（月）以降
入院された場合		○ お支払いの対象	○ お支払いの対象
宿泊療養・自宅療養 された場合 (特別取扱い)	重症化リスクの高い方	○ お支払いの対象	○ お支払いの対象
	上記以外の方	○ お支払いの対象	× <b>お支払いの対象外</b>

「みなし入院」による入院給付金等のお支払いの対象となるかは、  
いつ新型コロナウイルス感染症に診断されたかで判断します

月	火	水	木	金	土	日
9/12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	10/1	2
3	4	5	6	7	8	9

陽性診断日が**9月25日（日）以前**で  
宿泊療養・自宅療養された場合は、  
**どなたも**「みなし入院」として入院給付金等  
のお支払いの対象となります。

陽性診断日が**9月26日（月）以降**で  
宿泊療養・自宅療養された場合は、  
**重症化リスクの高い方のみ**「みなし入院」とし  
て入院給付金等のお支払いの対象となります。

- ▶ 陽性診断日は My-HER-SYS（マイハーシス）等でご確認ください。
- ▶ 入院給付金をお支払いする期間は、原則「PCR検査等で陽性と診断された日」から「厚生労働省の定める解除基準に該当した日」となります。

よくあるご質問

Q 1	9月25日（日）以前に陽性と診断されましたが、給付金請求のための書類取寄せに時間がかかっていて、請求が9月26日（月）以降となりそうです。給付金は支払われますか。
A 1	9月26日（月）以降も給付金のお支払いの対象です。書類がご準備できましたら、メディケア生命コールセンターまでお問い合わせいただくか、マイページからご請求ください。
Q 2	9月25日（日）に体調不良となり、9月26日（月）に医療機関を受診し陽性と診断されました。軽症のため9月26日（月）から自宅で療養しましたが、入院給付金の支払いの対象になりますか？
A 2	9月26日（月）以降に陽性と診断されているため、入院給付金のお支払いの対象となりません。
Q 3	今後、また「みなし入院」の取扱いが変更になることはありますか。
A 3	こちらの内容は9月12日時点の情報であり、今後法令の改正等がなされた場合には必要に応じて更なる対応を行う可能性があります。

## ■みなし入院の取扱いを開始した経緯と今回対応の理由

入院給付金は本来、「①医師による治療が必要であり、かつ自宅等での療養が困難（以下、「入院が必要な状態」）」「②病院または診療所に入ること」「③常に医師の管理下において治療に専念する」という条件を全て満たすことによってお支払いすることになっております。（下記の約款上の「入院」の定義をご参照ください）

### <約款上の「入院」の定義>

「入院」とは、医師による治療が必要であり、かつ、自宅等での治療が困難なため、病院または診療所等に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

2020年4月当時、新型コロナウイルス感染症と診断された方について、病院への入院が必要であるにもかかわらず、病院の病床のひっ迫等の事情により、入院することができない状況が発生した結果、宿泊・自宅療養が行われることになりました。宿泊施設や自宅での療養は、約款の「入院」の定義に該当しないものの、感染症法上は入院勧告・措置の対象であること等を踏まえ、約款の柔軟な解釈・適用により、「入院」と同等に取り扱う（みなす）特別取扱いを開始しました。

しかしながら、新型コロナウイルスの発症状況が変化しつつあり、必ずしも入院を必要としない軽症・無症状の割合が高まっている状況にあります。更に、今般、政府において、新型コロナウイルス感染症に係る発生届の範囲について、2022年9月26日以降、全国一律に重症化リスクの高い方に限定されることとなりました。こうした状況変化を踏まえ、今後は、重症化リスクの高い方の宿泊・自宅療養を「みなし入院」による入院給付金のお支払いの対象とすることとします。

なお、今後、発生届の対象とならない方につきましては、入院の必要性（入院が必要な状態にあるか）や今般の政府における措置等に鑑み、みなし入院のお支払いの対象外となります。

※上記内容は9月12日時点の情報であり、今後法令の改正等がなされた場合には必要に応じて更なる対応を行う可能性があります。

以上